

更新版(2021年6月10日付)

東京2020オリンピック競技大会に関する

概略版

# 知的財産保護・ 日本代表選手等の肖像使用について

— マーケティングガイドライン —

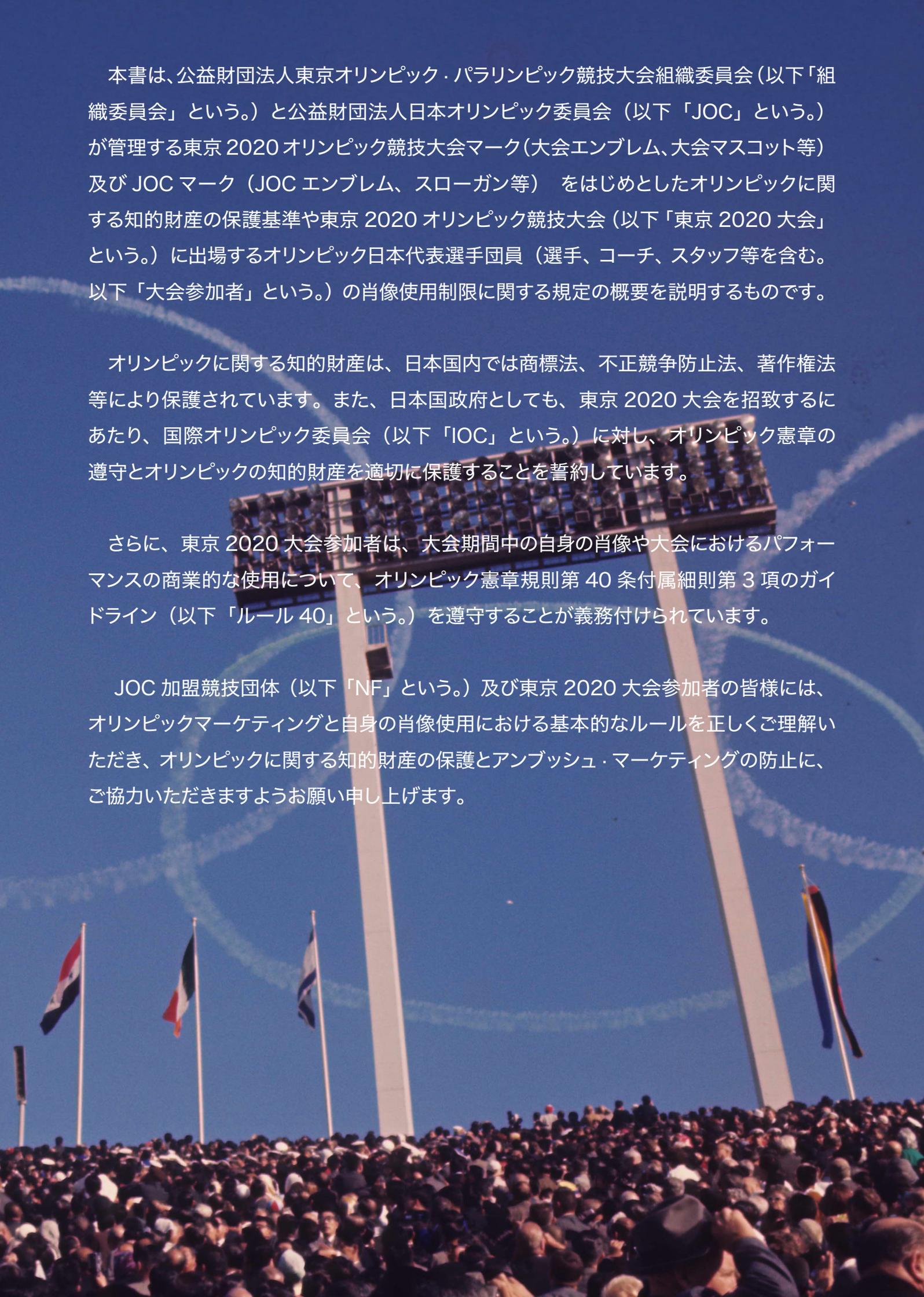


公益財団法人日本オリンピック委員会

# 目次

オリンピックマーケティング	4
マーケティング資金の流れ	5
オリンピックの知的財産	6
JOC及び日本代表選手団の知的財産	7
アンブッシュマーケティングの防止	8
東京2020大会参加者に関わる注意事項について(個人スポンサー等)	9
東京2020大会参加者に関わる注意事項について(非営利団体)	10
東京2020オリンピック競技大会 日本代表選手等の肖像使用について(ルール40)	13
オリンピック憲章 ルール40とは	14
東京2020大会参加者及び個人スポンサー等の責任	15
オリンピック憲章 日本国内で適用されるルール40「基本概要」	16
ルール40「ジェネリック広告」における肖像使用条件	17
使用条件①「掲出時期」	18
使用条件②「広告表現」	19
使用条件③「広告使用媒体」	19
使用条件④「広告出稿量」	20
ルール40 肖像使用のための申請手続き	21
ステップ① 大会参加者による 個人スポンサー等の登録申請	22
ステップ② ルール40事務局への 広告・宣伝内容の申請	26
ステップ③ ルール40事務局への 広告・宣伝の実施報告	27
問い合わせ先	28



A large crowd of spectators is gathered at a stadium. In the foreground, several national flags are visible on poles. In the background, a large, multi-tiered lighting structure stands against a clear blue sky. The scene is brightly lit, suggesting a sunny day.

本書は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）と公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）が管理する東京 2020 オリンピック競技大会マーク（大会エンブレム、大会マスコット等）及び JOC マーク（JOC エンブレム、スローガン等）をはじめとしたオリンピックに関する知的財産の保護基準や東京 2020 オリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）に出場するオリンピック日本代表選手団員（選手、コーチ、スタッフ等を含む。以下「大会参加者」という。）の肖像使用制限に関する規定の概要を説明するものです。

オリンピックに関する知的財産は、日本国内では商標法、不正競争防止法、著作権法等により保護されています。また、日本国政府としても、東京 2020 大会を招致するにあたり、国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）に対し、オリンピック憲章の遵守とオリンピックの知的財産を適切に保護することを誓約しています。

さらに、東京 2020 大会参加者は、大会期間中の自身の肖像や大会におけるパフォーマンスの商業的な使用について、オリンピック憲章規則第 40 条付属細則第 3 項のガイドライン（以下「ルール 40」という。）を遵守することが義務付けられています。

JOC 加盟競技団体（以下「NF」という。）及び東京 2020 大会参加者の皆様には、オリンピックマーケティングと自身の肖像使用における基本的なルールを正しくご理解いただき、オリンピックに関する知的財産の保護とアンブッシュ・マーケティングの防止に、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

# オリンピックマーケティング

各国国内のオリンピック委員会(NOC、日本ではJOC)では、IOCのマーケティング方針に則り、自国内で、オリンピック・ムーブメントの推進、選手の育成・強化及び国際総合競技大会への代表選手団の派遣等のために、オリンピックに関する知的財産を活用したマーケティング活動を実施しています。

2013年の東京2020大会の開催決定により、JOCと組織委員会は、IOCの定める規則に基づき、2015年から2021年末まで、日本国内のオリンピックに関する知的財産の商業的な使用权を組織委員会に集約し、「東京2020大会の権利」と「JOCの権利」を組み合わせたマーケティング活動、「ジョイントマーケティングプログラム」を展開しています。

このマーケティングプログラムには、ジョイントマーケティングプログラム期間中のオリンピック競技大会（ユースオリンピック競技大会を含む。以下同じ）の日本代表選手団に関する権利も含まれており、この収入の一部は、JOCに配分され、JOC及び各NFの選手強化資金として活用されています。

## Ⅲ ジョイントマーケティングプログラム概要

**期 間** 2015年1月1日～2021年12月末日

**権利の集約** 以下の商業的な権利を組織委員会に集約

- 1) 東京2020大会を含む期間中のオリンピック・パラリンピック大会に関する権利
- 2) オリンピック・パラリンピック日本代表選手団に関する権利 等

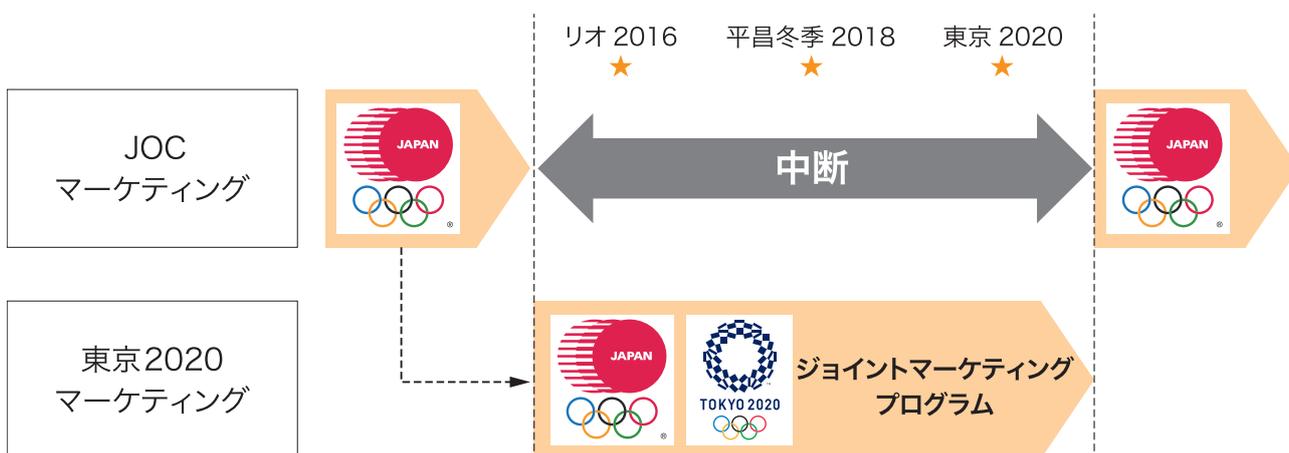
**実施目的**

東京2020大会の準備・運営、日本のアスリートの育成・強化、オリンピック・ムーブメント、パラリンピック・ムーブメントの推進に必要な資金、知識と技能、物品を得ることを目的として展開

※専任代理店として、電通を採用

**主なプログラム**

- ・ TOPプログラム
- ・ TOPパートナー向け東京2020パラリンピックプログラム
- ・ 国内スポンサーシッププログラム(3ランク)
- ・ 国内ライセンスプログラム(商品化権)
- ・ 東京2020大会の入場券販売 等

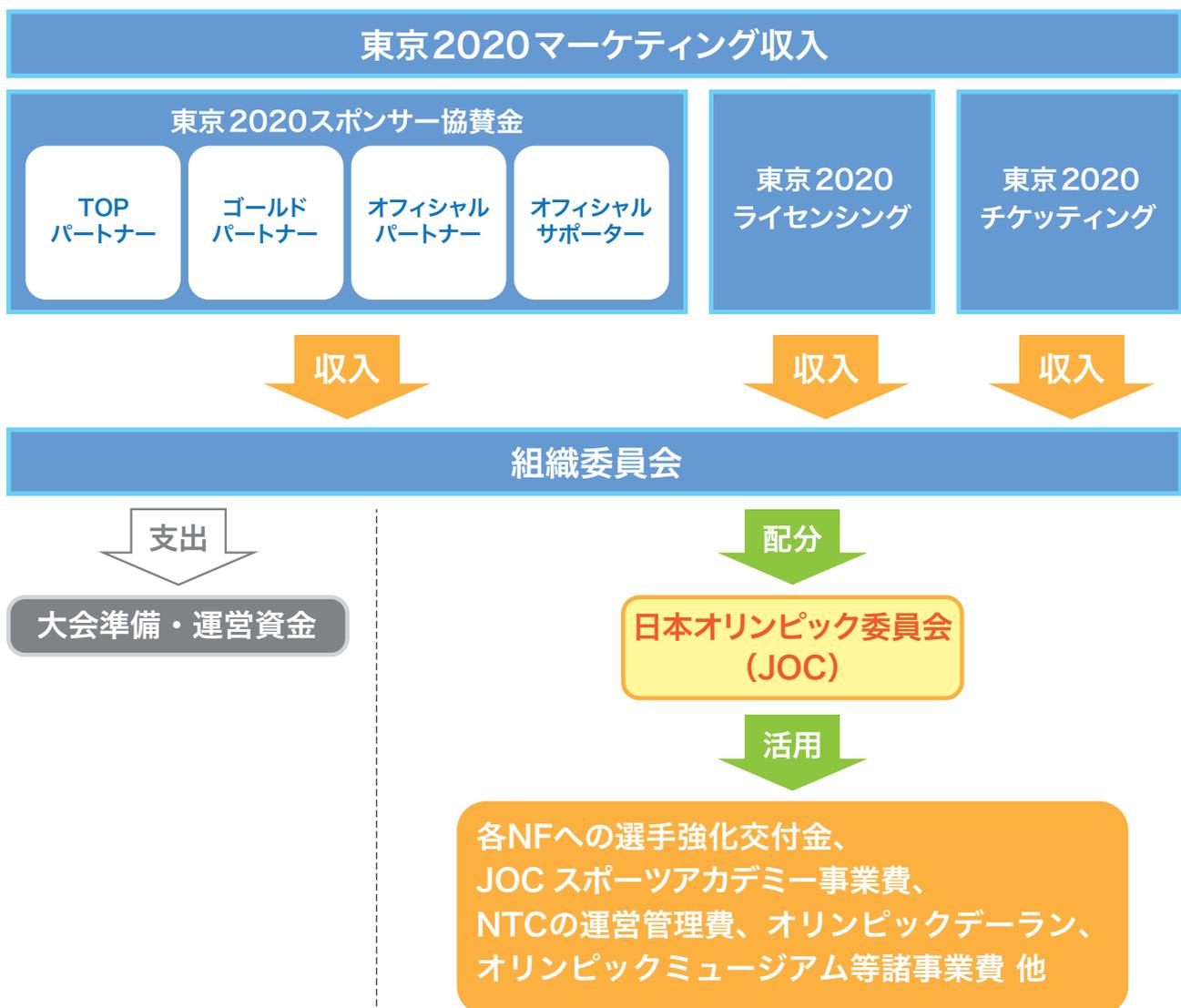


# マーケティング資金の流れ

東京 2020 大会に関連する費用は、組織委員会が管理する大会運営に関連する費用と、東京都・国やその他関連機関が管理する都市インフラに関連する費用があります。

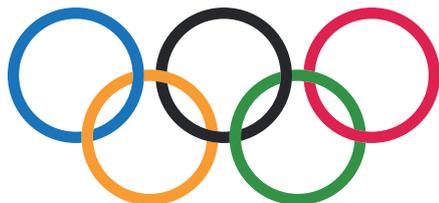
組織委員会が管理する大会運営に関連する予算において、マーケティングによる収入が全体の約 90%となっており、その中でも東京 2020 スポンサーシッププログラムは重要な役割を占めています。

また、東京 2020 オリンピックマーケティングを通じて得られたマーケティング収入は、大会運営資金への充当だけでなく、JOC を通じて、各 NF への選手強化資金として配分されたり、JOC が実施しているスポーツアカデミー事業（エリートアカデミー、ナショナルコーチアカデミー、キャリアアカデミー、国際人養成アカデミー）や、ナショナルトレーニングセンター（NTC）の運営管理費、オリンピックデーラン、オリンピックミュージアム等諸事業費にも活用され、日本の国際競技力の向上ならびに、オリンピック・ムーブメントの推進に大きく貢献しています。



# オリンピックの知的財産

オリンピックに関する主な知的財産には、オリンピックシンボル、大会エンブレム、大会名称、大会マスコット、ピクトグラム、大会モットー、オリンピックに関する用語、画像及び音声等があります。これらは知的財産として保護されていますので、権利主体者の許可なしに使用することはできません。



オリンピックシンボル



大会エンブレム



大会マスコット



ピクトグラム

## TOKYO 2020

大会呼称

## United by Emotion

大会モットー



メダル



トーチ



大会画像

(例: リオ2016大会)



過去大会のイメージ

(例: 東京 1964)

### 大会名称・通称

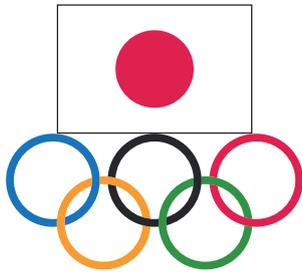
第32回オリンピック競技大会  
東京2020オリンピック大会

### その他の用語(例)

オリンピック  
オリンピズム  
オリンピック  
オリンピック  
オリンピック  
Citius, Altius, Fortius  
Faster, Higher, Stronger  
より速く、より高く、より強く  
聖火/聖火リレー/トーチ/トーチリレー

# JOC 及び日本代表選手団の知的財産

JOC及び日本代表選手団のマークや呼称、肖像も知的財産となり保護の対象になります。



JOC第1エンブレム



JOC第2エンブレム

**がんばれ!ニッポン!**<sup>®</sup>

JOCスローガン

**JAPAN**

選手団Japanロゴ

## 選手団呼称・応援フレーズ

オリンピック日本代表選手団  
 ユースオリンピック日本代表選手団  
 チーム ニッポン  
 がんばれ!ニッポン!  
 とどけ!勇気!  
 全員団結



選手団応援キャンペーンマーク

## 選手団公式ユニフォーム



## 日本代表選手団 肖像



## 選手団 結団式、壮行会、解団式



## メダリストパレード



# アンブッシュマーケティングの防止

## III アンブッシュマーケティングとは

オリンピックに関する知的財産を利用した広告宣伝・販売促進等ができるのは、オリンピックパートナーのみです。

故意であるか否かを問わず、正当な権利を有していないにも拘らず、オリンピックの知的財産を使用したり、オリンピックの知名度、評判、イメージ等を利用または流用する、いわゆる便乗広告は、アンブッシュマーケティングとされています。

アンブッシュマーケティングは、オリンピックの知的財産を侵害するばかりでなく、オリンピックパートナーの合法的なマーケティング活動を妨害し、大会の運営や選手の育成、強化のための資源調達にも大きな影響を及ぼすことになります。

## III アンブッシュマーケティングの防止

IOC 及び組織委員会では、アンブッシュマーケティングを防止するために、専門的な業者に依頼し、定期的に商標の出願状況や企業の広告宣伝・販売促進状況をモニターすると共に、万一発生した場合には、法的な対応をする等、厳しく取り締まっています。

JOC 及び組織委員会では、アンブッシュマーケティングを事前に予防することを目的に、公式ウェブサイトに注意事項やガイドライン「Brand Protection」を掲載し、広く注意を呼びかけると共に、各関係団体別に「東京 2020 大会関連マーク取扱い基準」を作成し、理解を求めると共に、アンチ・アンブッシュマーケティングに取り組んでいます。

是非、アンチ・アンブッシュマーケティングの意義をご理解いただき、各 NF、各 NF の協賛企業、東京 2020 大会参加者の個人スポンサーや所属先等の広告、宣伝、プロモーション、PR活動等が、以下のようなアンブッシュマーケティングを起さぬよう注意していただきますようお願いいたします。

※詳しくは、組織委員会が発行するJOC加盟団体用「東京2020大会関連マーク取扱い基準」をご確認ください。

**No!** オリンピックに関する知的財産を使用した広告やPR

**No!** オリンピックのパートナーであると誤解を招くような広告やPR

**No!** オリンピック日本代表選手団のパートナーであると誤解を招くような広告やPR

**No!** オリンピックをイメージさせるおそれのある広告やPR

## 東京2020大会参加者に関わる

# 注意事項について(個人スポンサー等)

オリンピックパートナー以外の個人スポンサーや所属先、マネジメント会社等の営利団体(以下、「個人スポンサー等」という)は、オリンピック日本代表選手団に言及したり、イメージを流用したりすることはできません。

### 1. 東京2020大会参加者に関するウェブサイト等におけるオリンピック表記

個人スポンサー等は、大会参加者のオリンピックに関する言及(内定・メダル獲得の事実含む)をウェブサイト上やSNS、プレスリリース等に記載し発信することはできません。



※但し、選手の紹介ページにおいて、オリンピックを特出することなく、他の大会の経歴も同様に並列して記載してある場合に限り、プロフィールの一部としてオリンピックの戦歴を記載することは可能です。

### 2. 東京2020大会参加者(内定者含む)の発表記者会見

個人スポンサー等は、オリンピックに特化した記者会見を実施することはできません。

### 3. 東京2020大会参加者の壮行会・報告会・祝勝会

個人スポンサー等は、大会参加者の壮行会、報告会、祝勝会等のイベントを実施することは可能です。但し、当該事業について対外的な発信及びPR(ニュースリリース配信、WEB掲載、SNS投稿等)をすることはできません。

### 4. 日本代表選手団公式ウェア・公式服装、メダルを使用した商業活動

東京2020大会参加者が、日本代表選手団公式ウェア・公式服装やオリンピックで獲得したメダル、並びにパレード等の写真や映像を、個人スポンサー等が主催するイベント等の商業的な活動に使用したり、第三者に使用させたりすることはできません。

# 東京2020大会参加者に関わる 注意事項について（非営利団体）

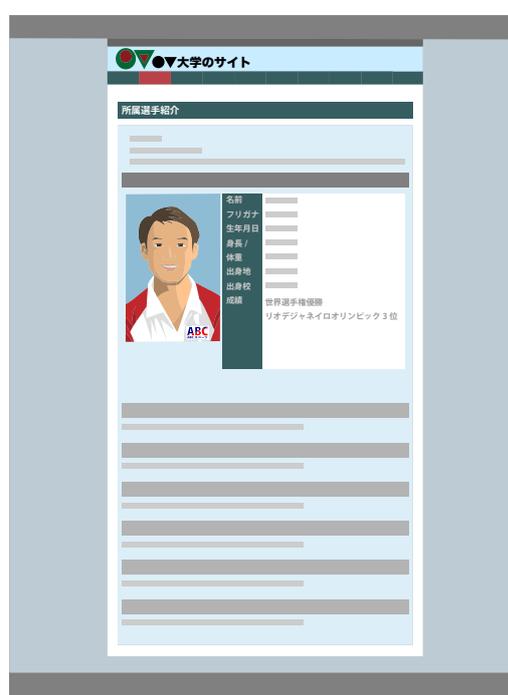
NF等の非営利団体（※定義はP16参照）は、特定の条件のもと、オリンピックやオリンピック日本代表選手団に関する言及を非商業的な活動等に使用することができますが、オリンピック日本代表選手団と営利団体を結び付けたり、関連付けたりするような行為はできません。特に東京2020大会参加者に関わる各種イベントや広告宣伝・PR活動等については、下記にご注意ください。実施を検討する場合には、事前にJOCにご相談ください。

## 1. 東京2020大会参加者に関するウェブサイト等におけるオリンピック表記

NF等の非営利団体が、大会参加者のオリンピックに関する言及（内定・メダル獲得の事実含む）をウェブサイト上やSNS、プレスリリース等に記載し発信する場合、オリンピックパートナー以外の企業名・企業ロゴを全て排除してください。但し、大会参加者のプロフィールの一部としてオリンピックの戦歴を記載しているのみの場合はこの限りではありません。



企業ロゴ等を残すことができない例



企業ロゴ等を残すことが可能な例

## 2. 東京2020大会参加者(内定者含む)の発表記者会見

NF等の非営利団体が「東京2020大会参加者(内定者含む)発表記者会見」等のオリンピックに特化した記者会見を実施する場合、記者会見バックボードや東京2020大会参加者のユニフォーム等に当該非営利団体のスポンサーロゴ等の商業的な表示をすることはできません。

※主催者である当該非営利団体ロゴは、バックボードに表示が可能です。

※オリンピックパートナーのマーケティング活動を妨げないようにご注意ください。

(例：個人スポンサー等のロゴのついた商品等を記者会見内で露出させること)

## 3. 東京2020大会参加者の壮行会・報告会・祝勝会

NF等の非営利団体は、大会参加者の壮行会、報告会、祝勝会等のイベントを実施することは可能です。但し、自己もしくは第三者のPRに繋がるような形式、あるいは商品の販売、寄付金を募る等の資金調達を目的に実施することはできません。

※主催者である当該非営利団体ロゴはバックボードに表示が可能です。

※オリンピックパートナーのマーケティング活動を妨げないようにご注意ください。

(例：バックボードや東京2020大会参加者のユニフォーム等へのオリンピックパートナー以外の営利団体のロゴを露出させること)

# 東京2020大会参加者に関わる 注意事項について（非営利団体）

## 4. 日本代表選手団公式ウェア・公式服装、メダルを使用した商業活動

東京2020大会参加者が、大会終了後にNFや自治体等の非営利団体主催のパレードやイベント等に参加する際に、日本代表選手団公式ウェア・公式服装やオリンピックで獲得したメダルを着用することは、基本的に問題はありません。但し、日本代表選手団公式ウェア・公式服装やオリンピックで獲得したメダル、並びにパレード等の写真や映像等を商業的な活動に使用したり、第三者に使用させたりすることはできません。

## 5. 東京2020大会参加者に関する制作物について

NF等の非営利団体が、オリンピック及びJOCに関する知的財産を使用して、東京2020大会への参加を記念した独自のグッズを制作することはできません。但し、大会参加者の出場や結果に関わる事実のみを表示した横断幕を制作して掲出することは、基本的に問題はありません。

### 横断幕の使用例

OK例・・・文字のみ、自治体のマスコット掲出



NG例・・・企業ロゴ、大会マスコットの使用



## 6. NF及び大会参加者によるスポンサー、所属先等の紹介

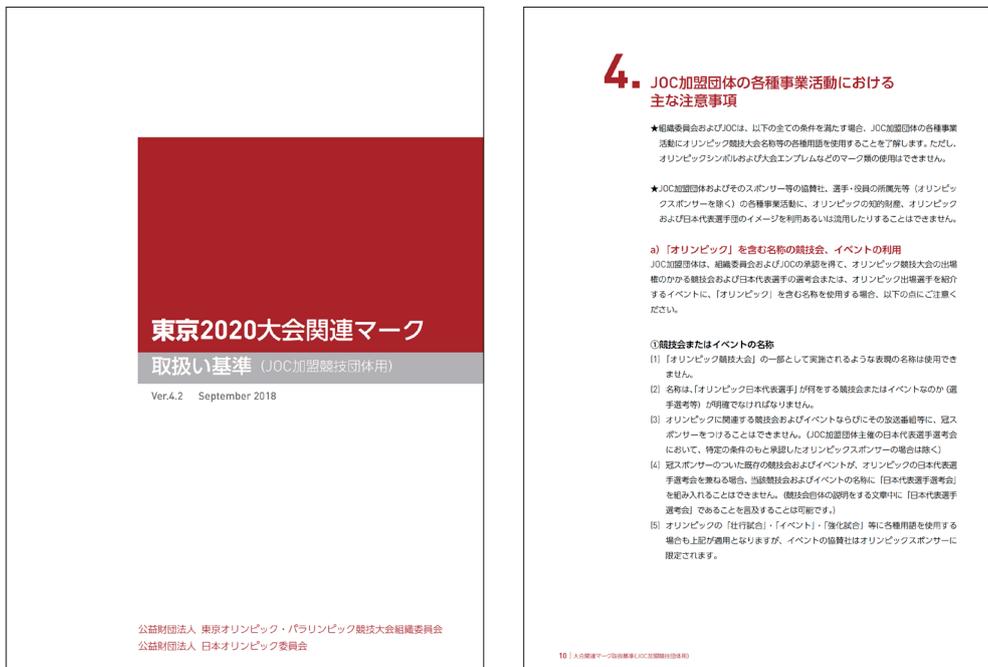
NF及び大会参加者は、オリンピック・JOCに関する知的財産やイメージを使用し、NF及び個人のスポンサーや所属先等を紹介することはできません。特に大会開催年に各競技の日本代表チームの愛称等を使用する際は、オリンピック日本代表と誤解を招かないよう注意してください。

# 東京2020大会参加者に関わる 注意事項について（非営利団体）

## 7. NFによるその他関連事業の実施について

### ①オリンピック関連事業

NFの各種事業（競技会、イベント等）にオリンピック並びにオリンピック日本代表の名称を使用する場合には、組織委員会が発行する「大会関連マーク取扱い基準（JOC加盟団体用）P.10～16」を併せてご確認ください。



### ②その他事業

東京2020大会期間中であっても、NF及びNF関連団体（都道府県競技団体やリーグ等）によるイベント及びそのプロモーションに、大会参加者の肖像を使用することは可能です。但し、イベントやPRそのものをオリンピック日本代表選手のテーマにすることはできません。

#### ※非営利団体の定義

行政関連	各地方自治体・各府省庁
地域関連	自治会・町会、商店街・商店会
学校関連	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校（専門課程／高等課程／一般課程）、各種学校
スポーツ関連	競技団体、スポーツ協会、体育協会
経済関連	経済界協議会、商工会議所、商工会
国際関連	国際機関、大使館（但し、在日機関であり、国内での実施のみに限定）
その他	児童福祉施設（保育園・児童養護施設等）、公益法人、その他非営利団体等

# 東京2020オリンピック競技大会 日本代表選手等の肖像使用について

(ルール40)



# オリンピック憲章 ルール40とは

IOCは、オリンピック競技大会等の参加資格条件となっている大会期間中の商業活動に関する規定(オリンピック憲章規則40付属細則3：ルール40)について、多数の選手から意見をヒアリングした結果、「**アスリートの権利と責任の宣言(Athlete's Rights and Responsibilities Declaration)**」を踏まえた内容に変更をしました。東京2020大会に適用される新しいルール40は、以下となります。

**オリンピック競技大会に参加する競技者とチーム役員、その他のチームスタッフは、IOC理事会が定める原則に従い、自身の身体、名前、写真、あるいは競技パフォーマンスが、大会期間中に宣伝目的で使用されることを許可ができる。**

注)大会期間：選手村開村日より閉会式2日後

※上記規定には、選手を描いたイラスト、手形、シルエット等も含まれます。

IOCでは、このルール40の適用期間を選手村の開村日より閉会式2日後までの期間とした上で、各大会毎にガイドラインを定めています。

従来、オリンピックパートナーにのみ使用を認めていたガイドラインが変更され、オリンピックパートナー以外の営利団体であっても、IOC及びNOCが定める規則に則っていれば、当該NOCが管轄する地域内において、大会参加者の肖像を使用できることになりました。

JOCは、大会参加者の権利の尊重と大会参加者の練習環境の整備・競技力の向上に、日頃から継続的にご支援をいただいている個人スポンサー等への配慮、東京2020大会とのジョイントマーケティングへの影響を鑑み、東京2020大会では、**大会参加者の個人スポンサー等の肖像使用についても、JOCによる事前の承認を得たもの**に限り許諾することとしました。

# 東京2020大会参加者及び 個人スポンサー等の責任

ルール40の遵守は、大会参加者のメディア活動を禁止するルール48、並びに、大会参加者の着用するウェア及び使用するスポーツ用具の製造者識別マーク表示を規定するルール50とともに、**大会への参加資格条件**となっており、違反行為は大会参加資格の剥奪にも繋がります。また、個人スポンサー等が違反した場合には、2021年以降にJOCが派遣する国際総合競技大会の参加者の肖像を肖像使用の規制期間中に一切使用できなくなる可能性がありますので、十分注意していただくようお願いいたします。

## <参考>

### ルール48(オリンピック憲章規則第48条付属細則3)

メディアとしての資格認定を受けた個人のみがジャーナリスト、報道記者としてまたはその他のメディアの資格で活動することができる。いかなる状況のもとでもオリンピック競技大会の期間中、選手、コーチ、役員、プレスアタッシュェ、あるいはその他の資格認定を受けた参加者は、ジャーナリストまたはその他のメディアの資格で活動してはならない。

### ルール50(オリンピック憲章規則第50条付属細則1)

商業的なものであれ、その他の性質のものであれ、オリンピック競技大会ではいかなる広告、プロパガンダも身体、競技ウェア、アクセサリーに表示してはならない。より一般的には、競技者、チーム役員、その他のチームスタッフ、その他のすべてのオリンピック競技大会参加者が着用する衣類、または使用する用具に表示してはならない。但し、以下の条項 8 が規定するように、物品や用具の製造者識別表示はその限りではない。この場合、識別表示は広告の目的で、著しく目立つように付けてはならない。

## Ⅲ 東京2020大会参加者及びNFへの依頼事項

JOCは、オリンピックパートナーとともに、選手を日常的に支援する個人スポンサー等への配慮として、日本国内で適用するルール40の一部を緩和しました。**この緩和は、東京2020大会参加者自身並びにNFが正しく理解していなければ成立しません。**本ガイドラインをご確認いただき、個人スポンサー等に対し、ルール40を周知するとともに、大会参加者の肖像使用に関する確認書及び広告・宣伝内容の提出を徹底し、ルール違反（もしくは違反の疑い）が起こらないようご協力をお願いします。

# オリンピック憲章 日本国内で適用される ルール40「基本概要」

IOCのルール40ガイドラインを踏まえて、日本国内で適用される東京2020大会のルール40の方針は下記となります。

## 1) 肖像使用規制期間

IOCが定めた期間(選手村開村日より閉会式2日後まで)

東京2020大会： 2021年7月13日～2021年8月10日

## 2) 主な方針

大会参加者は、自身の容姿、名前、映像(以下、「肖像」という。)を、日本国内において、オリンピックパートナー及び自身の個人スポンサー等に限り、以下の条件のもと、商業的活動を目的として使用させることができる。

### ①オリンピックパートナーの場合

オリンピックパートナーに適用される規定に合致し、事前にIOCまたは組織委員会の承認を取ること。

※但し、契約カテゴリー外の製品・サービスの販促や、オリンピックプロパティを使用せず大会参加者肖像を使用した広告活動を行う場合は、大会参加者の個人スポンサーとしてルール40事務局へ申請が必要となります。

### ②個人スポンサー等の場合

- ・大会参加者の肖像使用に関する確認書をルール40事務局に提出すること。
- ・肖像使用に際し、大会参加者から必要な同意を得ること。
- ・期日までに広告内容をルール40事務局に申請し、承認を得ること。
- ・IOC及びJOCの方針に反するカテゴリーの広告ではないこと。  
(例：タバコ、禁止薬物、ハードリカー、ギャンブル、ポルノ、道徳に反するビジネス等)
- ・ジェネリック広告における肖像使用条件(P17参照)を遵守していること。

## 3) 個人スポンサー等の定義

### 個人スポンサー

大会参加者に対して、物品提供や資金提供により日々の活動を支援し、大会参加者の肖像を使用して商業活動を行う企業・団体

### 所属先

日常より継続的に大会参加者を支援(雇用など)している所属先(企業・団体)として、大会参加者が競技会等の出場のために、NFに事前に登録をしている企業・団体

### マネジメント会社

日常より継続的に大会参加者のスケジュール管理、メディア対応及び契約交渉等を支援している企業・団体

## ルール40

# 「ジェネリック広告」における肖像使用条件

事前にルール40事務局へ確認書を提出した個人スポンサー等による大会参加者の肖像使用は、本ガイドラインに記載されている使用条件が遵守されている場合のみ、許諾されます。その基本条件は下記のとおりです。

### ① 広告等の掲出時期

日常、継続的に実施している広告等であり、オリンピックへの注目度が最も高まる期間を狙った広告等ではないこと(2021年3月31日までに使用している広告素材であること)等

### ② 広告等の表現

オリンピックやオリンピック日本代表選手団をイメージさせるおそれのない広告内容であること等  
広告イメージは、使用されるコピーやナレーション、選手が着用する服装、シーンや場所などの複合的要素によって判断される

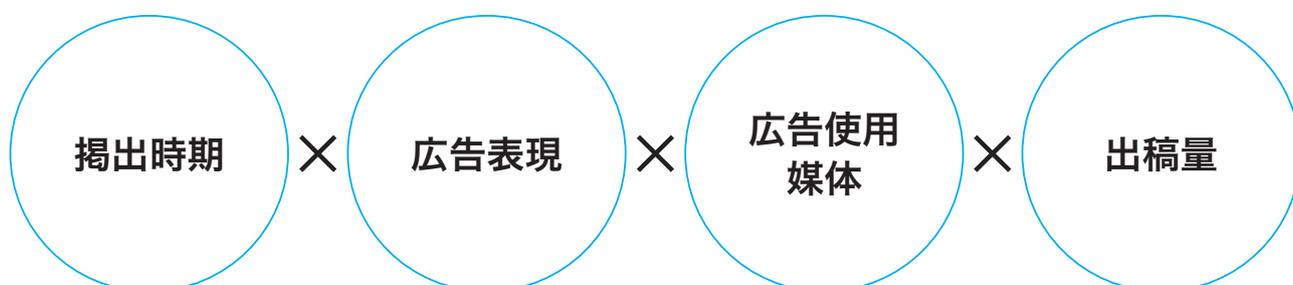
### ③ 広告等の掲載媒体・箇所

オリンピック中継番組、オリンピック特集ページ等に合わせた広告出稿ではないこと等

### ④ 広告等の出稿量

日常、継続的に実施している広告等に比べ、極端に増加した広告出稿量ではないこと等

それぞれの条件について、次ページ以降に詳細を記載していますので、ご一読の上、ルールの遵守にご協力をお願いします。



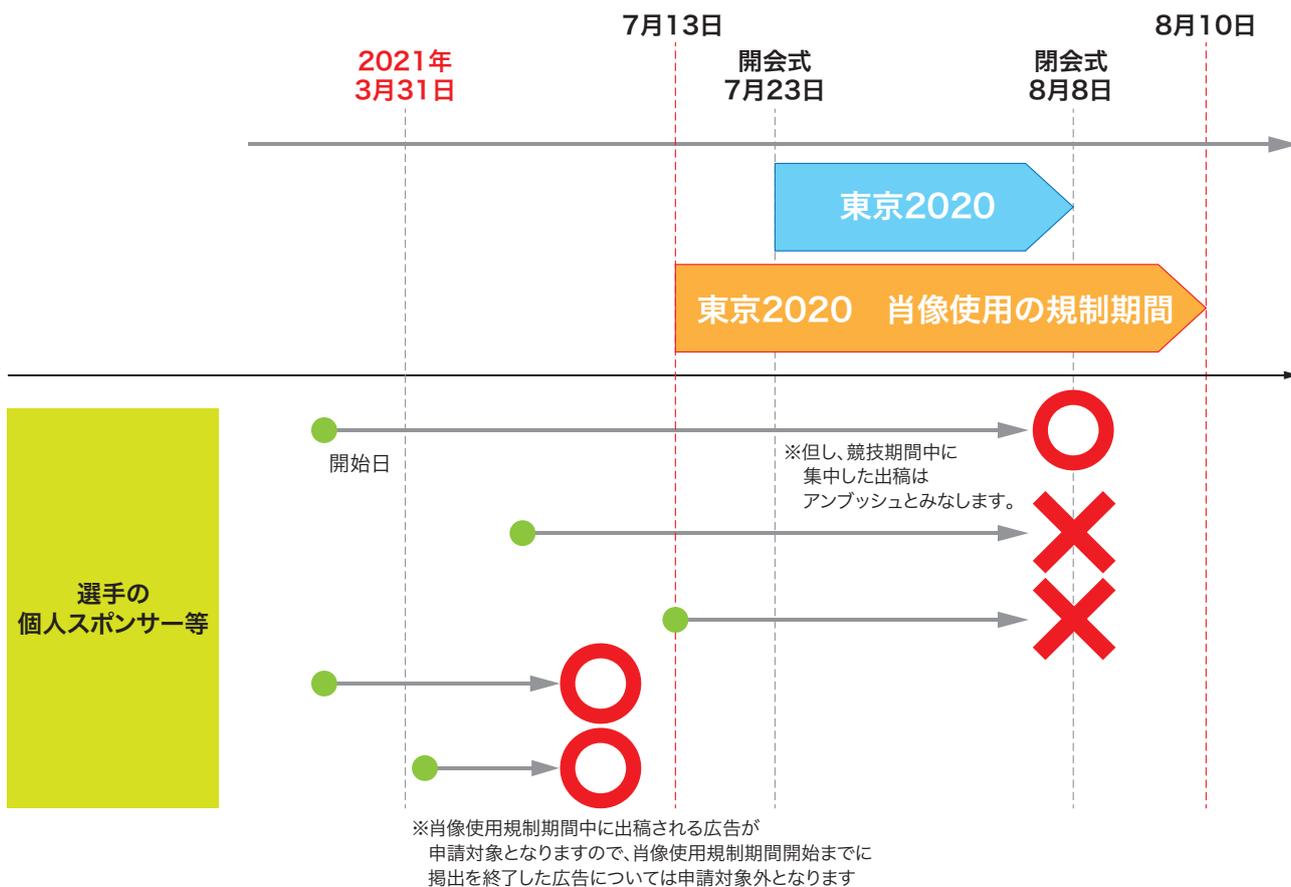
# 使用条件① 「掲出時期」

## 肖像使用規制期間

東京2020大会の期間中(選手村開村日～閉会式2日後：2021年7月13日～2021年8月10日)は、オリンピックへの注目度が最も高まるため、IOCではオリンピックパートナーの権利保護とともに、アンブッシュマーケティングに対するモニタリングと措置を強化しています。そのため、上記期間はルール40の規定に沿って、大会参加者の肖像が制限され、広告等が掲載されていた時期も含めた使用条件が設定されています。

## 肖像使用規制期間内の広告出稿

オリンピックパートナー以外の個人スポンサー等によるオリンピックへの注目度が最も高まる時期を狙った大会参加者の肖像を使用した商業活動、広告・宣伝活動は、オリンピックパートナーの権利を侵害し、アンブッシュとなるおそれがあります。そのため、東京2020大会期間を意図的に狙ったアンブッシュを防止するために、個人スポンサー等は2021年4月1日以降に新たに企画された大会参加者の肖像を使用した広告を、肖像規制期間内に掲出することはできません。



● 掲出する媒体の変更は、出稿量が同等あるいは減少していると明らかに判断できる場合のみ出稿実績とみなします。

## 使用条件② 「広告表現」

事前にルール40事務局へ大会参加者の肖像使用に関する確認書を提出した個人スポンサー等が、肖像使用規制期間中の大会参加者の肖像を使用した広告・宣伝活動において、許諾される広告表現は、以下の通りとなります。

- ①オリンピック、あるいはオリンピック日本代表選手(選手団)をテーマとしていない
- ②オリンピック、あるいはJOCに関する知的財産(映像、音声等を含む)を使用していない
- ③オリンピック、あるいはオリンピック日本代表選手団を想起させない／関連づけない
- ④商品と競技パフォーマンスの結びつきを創出させない

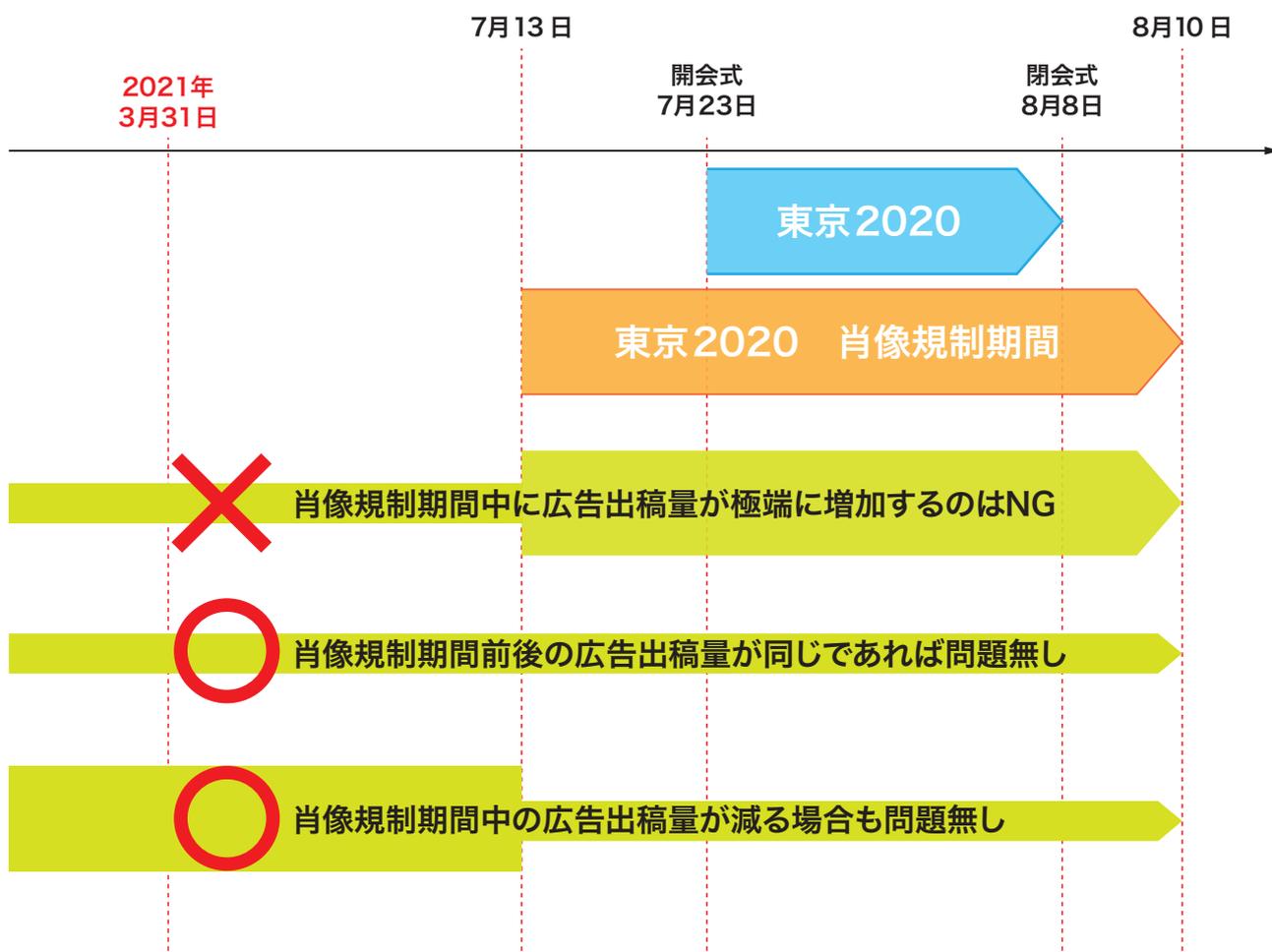
## 使用条件③ 「広告使用媒体」

### Ⅲ 使用媒体と掲出箇所

事前にルール40事務局へ大会参加者の肖像使用に関する確認書を提出した個人スポンサー等が広告・宣伝活動に使用する媒体には特に規制はありません。但し、「オリンピック及び日本代表選手団を想起させる」おそれがある「オリンピック特集」や「オリンピック中継」、「オリンピック会場周辺」等の広告枠を意図的に狙った出稿は認められませんので、ご注意ください。また、個人スポンサー等のホームページ等での大会参加者の肖像使用も申請対象となります。

## 使用条件④ 「広告出稿量」

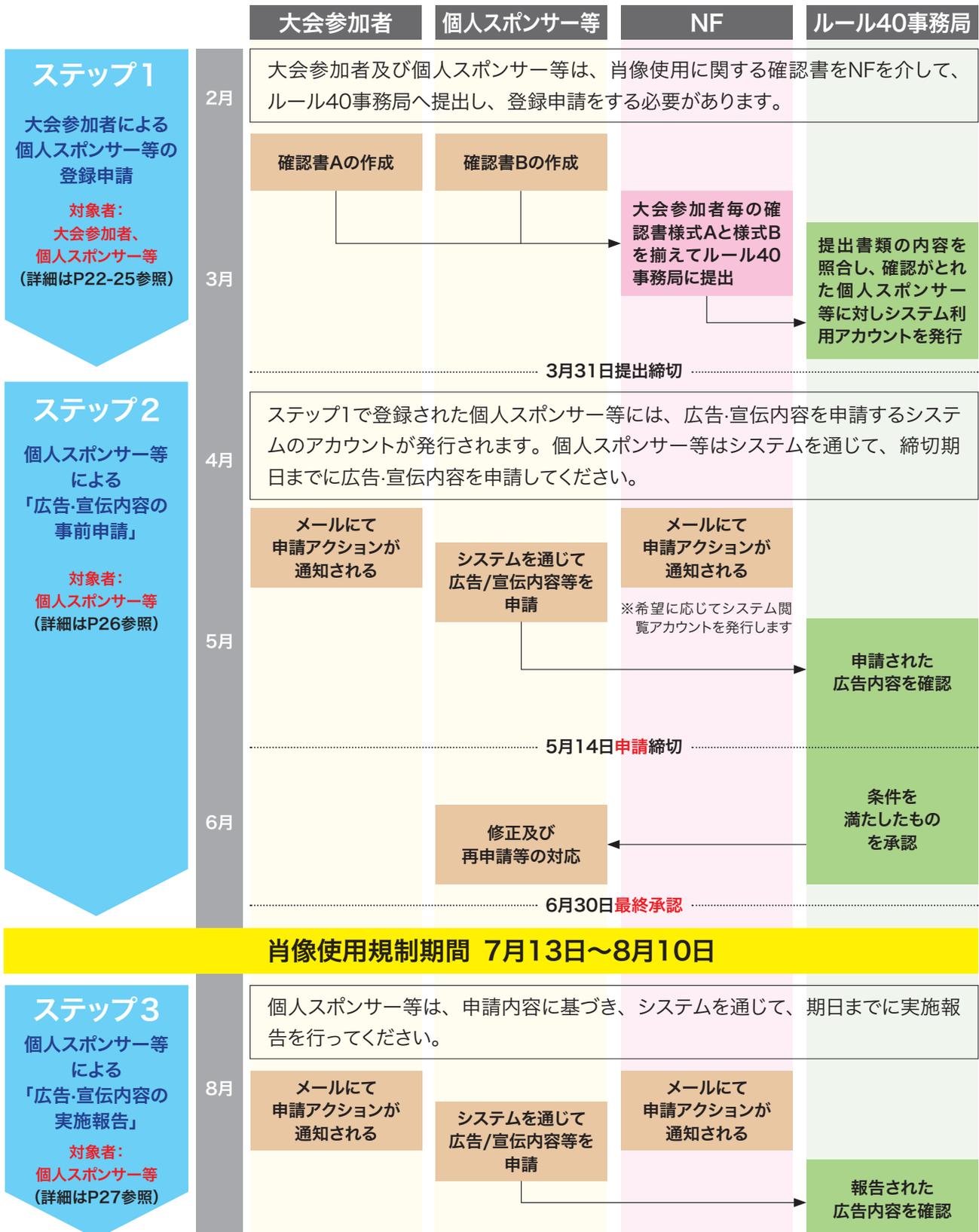
事前にルール40事務局へ大会参加者の肖像使用に関する確認書を提出した個人スポンサー等が大会期間を狙って広告出稿量を増加させた場合、アンブッシュ広告の意図があるとみなされる可能性があります。日常実施している広告宣伝・PR活動に比べて、多量な出稿を計画しているとみなされる場合は許諾されませんのでご注意ください。



## ルール40

# 肖像使用のための申請手続き

肖像使用規制期間中に、個人スポンサー等が本ガイドラインに則り、大会参加者の肖像を使用する場合、3つのステップの申請手続きが必要です。



## ステップ① 大会参加者による

# 個人スポンサー等の登録申請

## 登録手続き

### <大会参加者及び個人スポンサー等の確認書の提出>

別途NFに配布した2種類の確認書を期日までにNFを通して提出してください。

**提出期限までに東京 2020 大会への参加が決定及び内定していない場合でも、個人スポンサー等が、肖像の使用を希望する可能性がある場合には広告申請が必要になりますので、同様に 2 種類の確認書を提出してください。**

提出物：①【様式A】大会参加者の肖像使用に関する確認書(大会参加者作成用)

②【様式B】大会参加者の肖像使用に関する確認書(個人スポンサー・所属先作成用)

※①②いずれかだけの提出では登録できません。

提出期限：2021年3月31日必着

※提出期限直前時期は申請が混み合い、アカウントの発行にお時間がかかる可能性がありますので、なるべく期日前早めの提出にご協力をお願いします。

提出先：ルール40事務局宛

※大会参加者が所属するNFを通して提出してください。

記入する内容：・個人スポンサー等の企業名・担当者連絡先・IPアドレス※

・肖像を使用される大会参加者の氏名・競技・種目名

・大会参加者、個人スポンサー等の直筆署名及び押印

※システムのセキュリティ上の観点からIP制限を実施しています。企業のご利用環境におけるグローバルIPアドレスをご記入ください。

グローバルIPをご提出頂けない場合、本システムはご利用頂けず、広告申請を行うことができませんのでご注意ください。

※アカウントの発行には、2種類の確認書の原本の提出が必要です。

主な確認内容：

確認書の署名は、確認書に記載されている以下の内容を理解したうえで行ってください。

- ・本ガイドライン内の肖像使用条件を遵守し、個人スポンサー側で徹底し、JOC及び組織委員会から修正等指示があった場合はその指示に従うこと。
- ・違反があった場合にはJOCが規定する「国際総合競技大会派遣規定」により処分される場合があること、並びに今後ルール40に基づく個人スポンサー等による肖像使用が一切認められない可能性があること。

注意事項：

- ・大会参加者及びNF担当者には、ご記入いただいたEメールアドレス宛に、個人スポンサー等による広告・宣伝内容の申請状況をお知らせ致します。
- ・確認書に記載された情報の確認や不足があった場合には、システム担当者から直接ご本人にご連絡（050-3627-5470）する場合があります。

# 提出物①：確認書様式A（大会参加者本人作成用）

※大会参加者本人による記入、直筆署名、捺印が必要です。

大会参加者1人につき1枚の提出が必要です。

(様式A：大会参加者本人作成用紙) 2021年 月 日

公益財団法人日本オリンピック委員会 御中

第32回オリンピック競技大会（2020/東京）  
オリンピック憲章ルール40に基づく大会参加者の肖像使用に関する確認書（本人作成用）

標記の件につき、東京2020大会に適用されるオリンピック憲章ルール40に基づき、肖像使用規制期間中、私の肖像を私の個人スポンサー等（個人スポンサー及び所属先）が使用する計画があるため、以下の通り申請します。なお、肖像の使用に際しては、貴会から提供された「東京2020オリンピック競技大会に関する知的財産保護・日本代表選手等の肖像使用について - マーケティングガイドライン -」に記載の使用条件を遵守し、個人スポンサー等にも徹底させることを約束いたします。

万が一違反があった場合には、貴会の「国際総合競技大会派遣規程」により処分される場合があること、ならびに貴会がオリンピック憲章ルール40に基づく個人スポンサー等による私を含む大会参加者の肖像使用を今後一切認めない可能性があることを理解の上、署名いたします。 ※太枠内はすべて必須記入項目です※

1) 大会参加者署名： \_\_\_\_\_ ① 印 \_\_\_\_\_

2) 競技・種目名： \_\_\_\_\_

3) 保護者署名： \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_ 4) 本人との関係： \_\_\_\_\_

※記載日現在で大会参加者が20歳未満の場合には、上記保護者欄(3)及び(4)を記入

4) e-mail： \_\_\_\_\_ ② \_\_\_\_\_

<個人スポンサー等 登録申請欄>

以下、記載内容（企業名、区分、担当者名）は、オリンピック憲章ルール40に基づく自身の肖像使用申請（広告申請）のシステム登録に必要な情報であることを確認し、当該システムの登録および利用のために、私の所属競技団体およびJOCルール40事務局のシステム担当者に関連されることを了解した上で申請いたします。

企業名	区分 <small>※いずれかを選択して下さい。</small>	担当者名
1 ③ _____	(個人スポンサー・所属先)	④ _____
2 _____	(個人スポンサー・所属先)	_____
3 _____	(個人スポンサー・所属先)	_____
4 _____	(個人スポンサー・所属先)	_____
5 _____	(個人スポンサー・所属先)	_____

<所属競技団体 記入欄>

上記確認しました。

1) 所属競技団体名： \_\_\_\_\_

2) 担当者署名： \_\_\_\_\_ ⑤ 印 \_\_\_\_\_ 3) 所属部署・役職： \_\_\_\_\_

4) 担当者連絡先： TEL： \_\_\_\_\_ e-mail： \_\_\_\_\_ ⑥ \_\_\_\_\_

## <記入時の注意事項>

### ● 大会参加者名・競技名の記入

① 1) 大会参加者署名： 東京 太郎 ①

ご本人様の直筆にて、フルネームでの署名、及びご捺印が必要です。(シャチハタ不可)

※記載日現在で大会参加者が20歳未満の場合には、保護者の直筆署名、捺印も必要となります。

### ● E-mailアドレスの記入

② 4) e-mail オ-ル- パ-ン- エ-ル- オ-ド-ト : olympic-paralympic@sports.jp

形状が似ている文字には、フリガナをふってください。

例：0(ゼロ)とo(オー)、2(ニ)とz(ゼット)、1(イチ)とl(エル)、.(ドット)と\_(アンダーバー)等...

### ● 個人スポンサー等の記入

③ 企業名

企業名	区分 <small>※いずれかを選択して下さい。</small>	担当者名
1 株式会社スポーツ	(個人スポンサー・所属先)	_____

正式名称にてご記入ください。略称、通称等の記入では無く、正確にご記入ください。

【様式B:個人スポンサー・所属先作成用紙】に記載された企業名と一致しているか確認をいたしますので、【様式B:個人スポンサー・所属先作成用紙】に記載された表記と合わせていただきますようお願いいたします。

④ 担当者名

企業名	区分 <small>※いずれかを選択して下さい。</small>	担当者名
1	(個人スポンサー・所属先)	<u>東京五輪 花子</u>

【様式B:個人スポンサー・所属先作成用紙】に記載された責任者名と一致しているか確認をいたしますので、【様式B:個人スポンサー・所属先作成用紙】に記載された表記と合わせていただきますようお願いいたします。

※窓口ご担当者と責任者の方が異なる場合は、お気をつけください。

### ● 所属競技団体の記入

所属競技団体名の記入、ご担当者の直筆署名、捺印、連絡先の電話番号とE-mailアドレスを記入してください。

⑤ 2) 担当者署名： 日本 次郎 ⑤

各競技団体のご担当者様の直筆にて、フルネームでの署名、及びご捺印が必要です。(シャチハタ不可)

⑥ e-mail オ-ル- パ-ン- エ-ル- オ-ド-ト : olympic-paralympic@sports.jp

形状が似ている文字には、フリガナをふってください。

例：0(ゼロ)とo(オー)、2(ニ)とz(ゼット)、1(イチ)とl(エル)、.(ドット)と\_(アンダーバー)等...

# 提出物②：確認書様式B（個人スポンサー・所属先作成用）

※個人スポンサー等による記入・直筆署名・捺印が必要です。

大会参加者の人数分の枚数の提出が必要です。

(様式B：個人スポンサー・所属先作成用)

2021年 月 日

公益財団法人日本オリンピック委員会 御中

第32回オリンピック競技大会（2020/東京）  
オリンピック憲章ルール40に基づく大会参加者の肖像使用に関する確認書  
(個人スポンサー・所属先作成用)

標記の件につき、東京2020大会に適用されるオリンピック憲章ルール40に基づき、大会参加者（選手、コーチ、スタッフ等、候補選手含む。）の肖像を使用する際、貴会から提供された「東京2020オリンピック競技大会に関する知的財産保護・日本代表選手等の肖像使用について-マーケティングガイドライン-」に記載の使用条件を遵守するとともに、貴会および公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会より修正等の指示があった場合はその指示に従うことを誓約いたします。

万が一違反があった場合には、大会参加者が貴会の「国際総合競技大会派遣規程」により処分される場合があること、ならびに貴会がオリンピック憲章ルール40に基づく当社・当団体による大会参加者の肖像使用を今後一切認めない可能性があることを理解の上、署名いたします。

なお、以下記載内容は、オリンピック憲章ルール40に基づく大会参加者の肖像使用（広告）申請用のシステムへの登録に必要な情報であることを確認し、当該システムの登録および利用のために、大会参加者の所属競技団体およびJOCルール40事務局のシステム担当者に関与されることを了承します。

※太枠内はすべて必須記入項目です※

1) 企業・団体名： \_\_\_\_\_

2) 責任者署名： \_\_\_\_\_ ① 印 3) 所属部署・役職： \_\_\_\_\_

4) 責任者連絡先： TEL： \_\_\_\_\_ e-mail： \_\_\_\_\_ ②

5) 責任者 IP アドレス： \_\_\_\_\_ ③

※太枠内は該当する場合のみご記入ください※

【窓口担当者：上記以外の社内の他、担当者がシステムを利用して申請作業をする場合、以下ご記入ください】

1) 担当者署名： \_\_\_\_\_ ④ 印 2) 所属部署・役職： \_\_\_\_\_

3) e-mail： \_\_\_\_\_ ② 4) IP アドレス： \_\_\_\_\_ ⑤

<肖像を使用する大会参加者情報>

大会参加者名	競技・種目名

<所属競技団体 記入欄>

上記確認しました。

1) 所属競技団体名： \_\_\_\_\_

2) 担当者署名： \_\_\_\_\_ ④ 印 3) 所属部署・役職： \_\_\_\_\_

4) 担当者連絡先： TEL： \_\_\_\_\_ e-mail： \_\_\_\_\_ ②

## <記入時の注意事項>

### ● 企業・団体名、責任者の情報の記入

企業・団体名の記入、責任者の直筆署名、捺印、所属部署・役職、連絡先、E-mail アドレス、IP アドレスの記入をしてください。

① 2) 責任者署名： 東京 太郎 印

ご本人様の直筆にて、フルネームでの署名、及びご捺印が必要です。(シャチハタ不可)

② e-mail： olympic-paralympic@sports.jp

形状が似ている文字には、フリガナをふってください。

例：0(ゼロ)とo(オー)、2(ニ)とz(ゼット)、1(イチ)とl(エル)、.(ドット)と\_(アンダーバー)等…

③ 5) 責任者 IP アドレス： 123.155.55.123

IPアドレスの記載は必須です。

申請にはWebシステムを利用いただきます。セキュリティ上の観点からIP制限を実施しております。

責任者様のネットご利用環境における**固定のグローバルIPアドレス**をご記入ください。

複数のグローバルIPアドレスや、クラスCなどのグローバルIPアドレスの範囲を記入頂いても問題ございません。

グローバルIPアドレスについては、ご契約のプロバイダまたは、所属している企業・団体の情報システム担当者等にご確認ください。

### ● 担当者の情報の記入

上記で記入した責任者以外の方が申請作業を行う場合は、ご担当者の直筆署名、捺印、所属部署・役職 E-mail アドレス、IP アドレスの記入をしてください。

④ 1) 担当者署名： 日本 次郎 印

ご本人様の直筆にて、フルネームでの署名、及びご捺印が必要です。(シャチハタ不可)

⑤ 4) IP アドレス： 123.144.44.123

①にご記入いただいた責任者様以外の、ご担当者様がWebシステムを利用して申請作業する場合、担当者様のネットご利用環境における**固定のグローバルIPアドレス**をご記入ください。

グローバルIPアドレスについては、③をご参照ください。

### ● 肖像を使用する大会参加者情報の記入

大会参加者名、競技・種目名の記入をしてください。

### ● 所属競技団体の記入

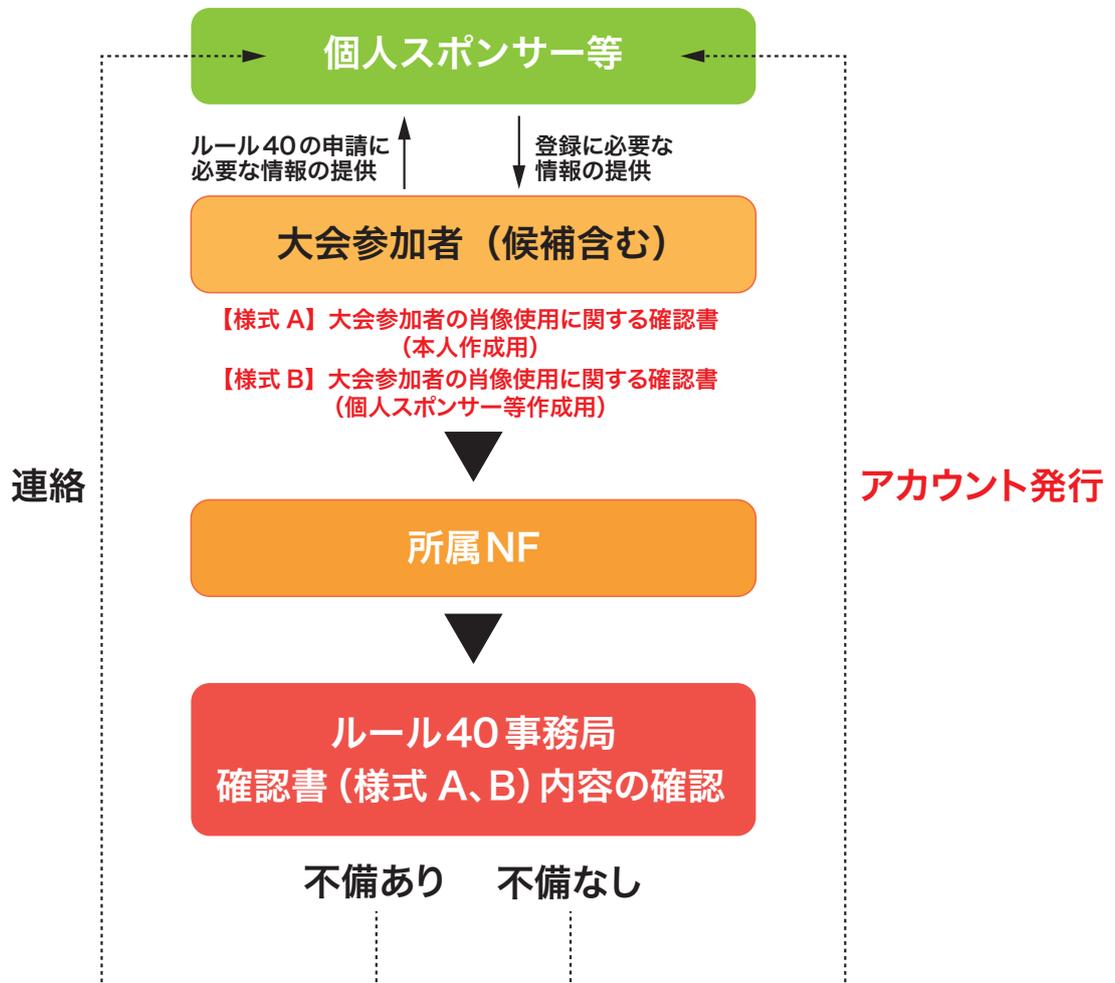
所属競技団体名の記入、ご担当者の直筆署名、捺印、連絡先の電話番号と E-mail アドレスを記入してください。

## ＜登録申請の流れ＞

ルール40事務局が様式A、様式Bに記入いただいた情報を確認し、不備がなければ個人スポンサー等の登録手続きをいたします。登録された個人スポンサー等には、肖像使用申請手続きを行うシステムのアカウントが発行されます。

個人スポンサー等の登録申請(確認書2種の提出締切)：2021年3月31日(水)まで

※但し、上記の締切日以降に出場が決定した場合には、以降も申請可能。

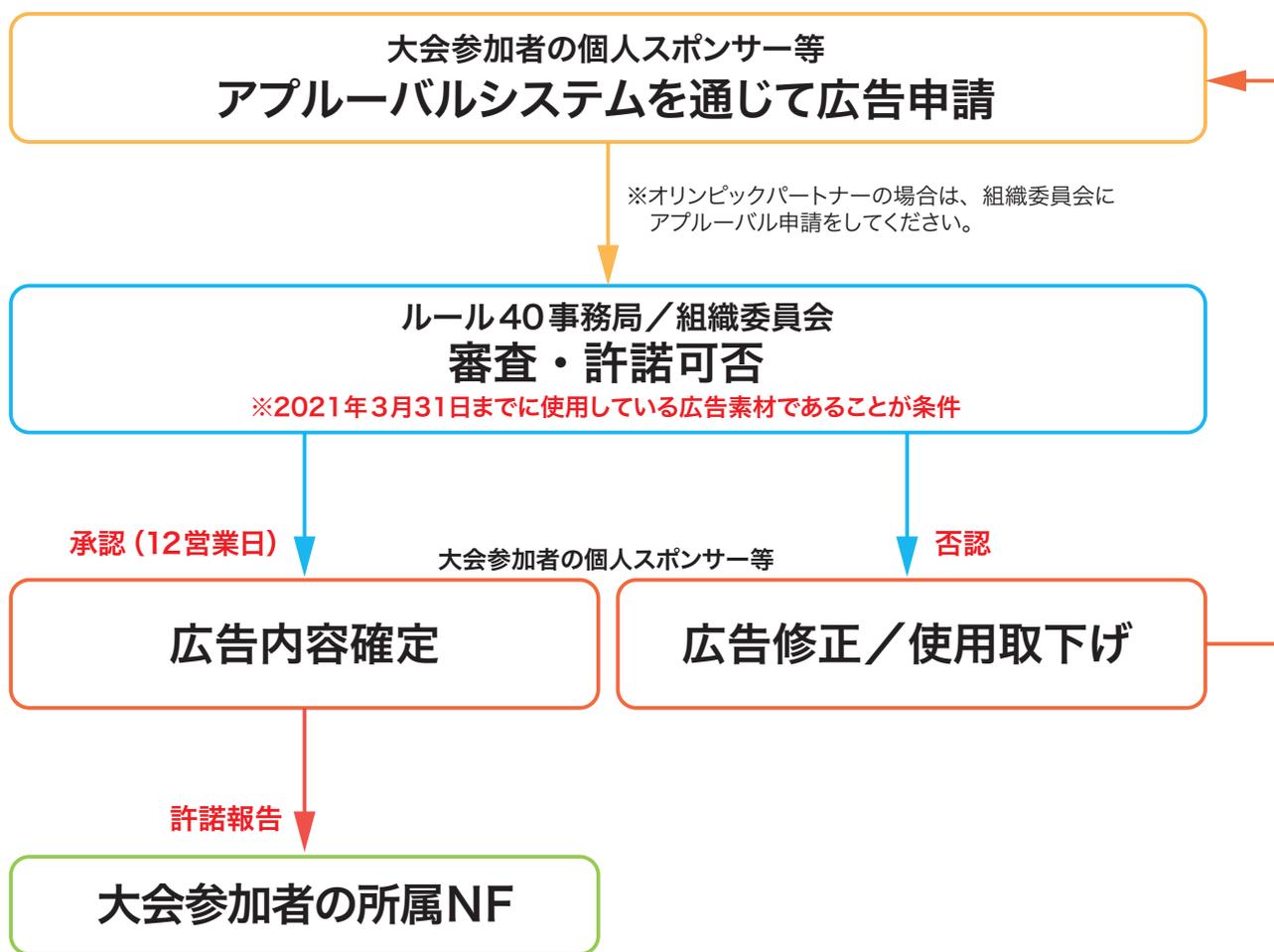


## ステップ② ルール40事務局への 広告・宣伝内容の申請

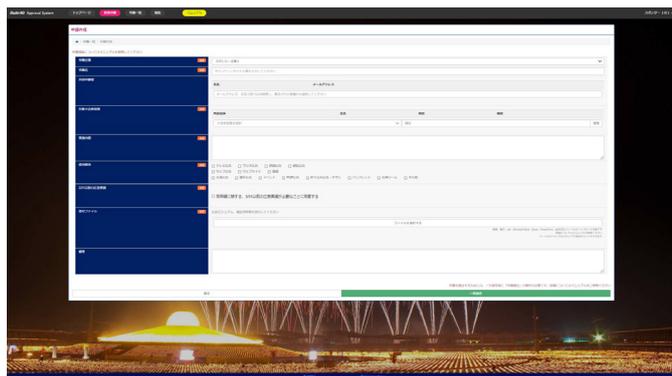
肖像使用規制期間中に、個人スポンサー等が本ガイドラインに則り、大会参加者の肖像を使用する場合、発行されたアカウントより、アプルーバルシステムを通じてルール40事務局に事前に広告・宣伝内容を申請する必要があります。ルール40事務局では、申請された広告・宣伝内容がガイドラインを遵守しているか審査し、実施の可否を判断します。

**申請締切：2021年5月14日(金)まで** ※否認・再申請の場合の最終承認は2021年6月30日(水)

※個人スポンサー等の申請した広告・宣伝内容は、希望するNFへ共有する場合があります。



### <アプルーバルシステム 広告・宣伝内容申請画面イメージ>



#### 申請する内容

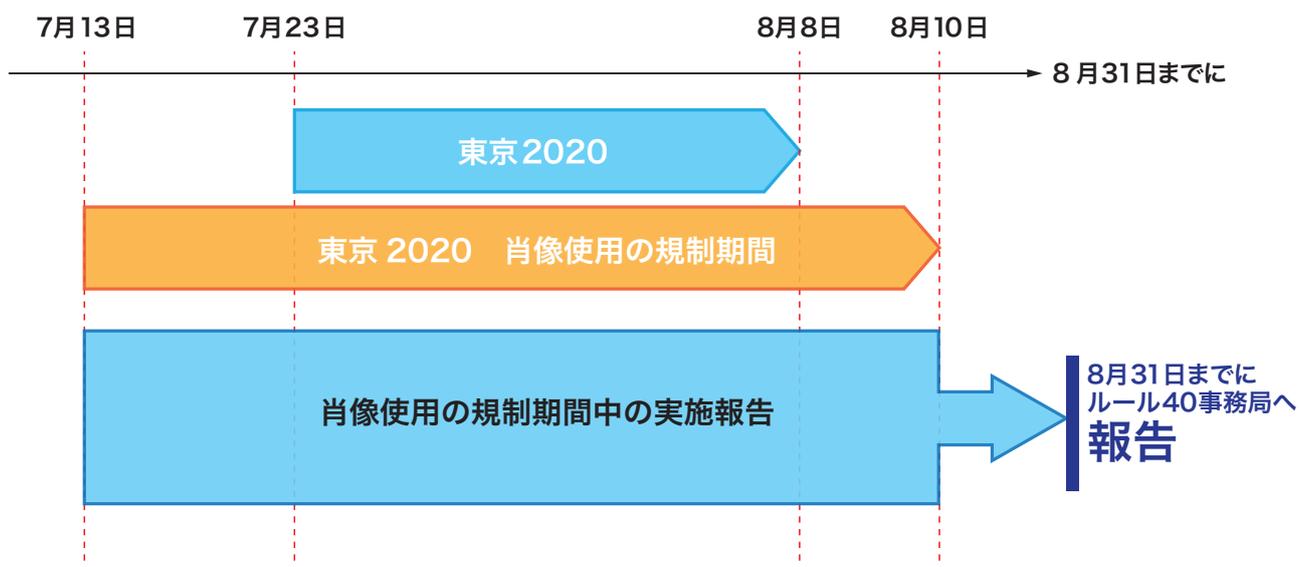
- ・申請企業名
- ・申請名
- ・大会参加者名
- ・実施内容
- ・使用媒体
- ・3/31以前の広告実績である同意 等

## ステップ③ ルール40事務局への 広告・宣伝の実施報告

肖像使用の規制期間中に、大会参加者の個人スポンサー等が本ガイドラインに則り、大会参加者の肖像を使用した場合には、アプルーバルシステムを通じてルール40事務局に対して実施報告を必ず行ってください。

※実施報告書はNFへ共有する場合があります。

報告締切：2021年8月31日(火)



# 問い合わせ先

公益財団法人日本オリンピック委員会

総合企画部マーケティング担当

(ルール40事務局)

メールアドレス：rule40@joc.or.jp